

【管理運営状況公表様式】

令和5年度 青森県視覚障がい者情報センターの管理運営状況

県所管課	健康医療福祉部障がい福祉課
指定管理者	一般社団法人 青森県視覚障害者福祉会 会長 佐々木 秀勝
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日

1 管理業務の実施状況

業務区分	概要
点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の制作及び利用に関する業務	点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物（デジータ図書）を制作し、貸出・閲覧に供した。
点訳奉仕者及び朗読奉仕者の育成指導に関する業務	点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を制作する点訳奉仕員及び音訳奉仕員を養成するため講習会を開催したほか、校正技術の向上を図る研修会、また、制作意欲・技術の向上を目的とする各地区奉仕団体のニーズに応じた研修会を開催した。
点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の奨励及び相談に関する業務	月1回情報誌「青い森通信」で新刊図書を案内するとともに、蔵書目録の提供、サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）利用に向けた手続き支援、利用者の個別的なニーズに対応したレファレンス・サービス等を行った。
視覚障がい者に対する相談、指導訓練及び情報提供に関する業務	中途視覚障がい者に対する相談・点字指導、デジータ図書再生機器の操作指導、視覚障がい者用日常生活用具及び情報機器の展示・貸出等の情報提供を行った。

2 管理施設の利用状況

利用指標	年度	計画	実績	計画対比	前年度対比
県内の新規利用登録者数 (人)	R2	15	15	100.0%	-
	R3	15	14	93.3%	93.3%
	R4	15	19	126.7%	135.7%
	R5	15	12	80.0%	63.2%
点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物貸出数(他館借受分を含む。)(タイトル)	R2	7,500	14,265	190.2%	-
	R3	7,500	14,026	187.0%	98.3%
	R4	7,500	13,702	182.7%	97.7%
	R5	7,500	12,398	165.3%	90.5%
自館製作図書数 (タイトル)	R2	370	389	105.1%	-
	R3	370	405	109.5%	104.1%
	R4	370	378	102.2%	93.3%
	R5	370	375	101.4%	99.2%

【増減の理由】

利用登録者数については、R4まではコロナ禍の影響により増加していたが、近年は若い人はインターネット利用により点字書籍の利用があまりなされないことなどにより新規登録者が減っていると考えられる。

### 3 評価結果

評価項目	指定管理者 自己評価	県所管課	
		評価	コメント
①サービスの維持・向上に向けた取組が適切に行われているか。	3	3	設置目的を達成するための業務が着実に実施されている。サービスの維持・向上に適切に取り組み、利用者アンケートの結果もおおむね高評価である。 また、要望が多い情報機器操作講習会を実施しており、参加者には好評であった。
②利用促進に向けた取組が適切に行われているか。	3	3	新刊図書案内を含む情報誌の発行など従来のサービスを着実に実施しており、加えて、サピエ図書目録の作成・提供、個人向けサービスなど利便性の向上、センター業務に関する行政への周知・PR、報道機関への情報提供等に積極的かつ適切に取り組んだ。
③施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	3	3	蔵書、図書制作のための機器、視覚障がい者向け情報機器及び日常生活用具等について、所在を明確にし、かつ定期的に点検している。
④緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	3	3	所長以下職員による緊急時の対応体制、避難誘導體制が確保されている。 庁舎管理者と協力して避難訓練を実施した。
⑤指定管理料が適正に執行されているか。	3	3	経理状況等に問題はなく、適正に執行されている。
⑥成果目標達成のために努力が図られ、成果が上がっているか。	3	3	職員及び奉仕員が図書制作業務に熱心に取り組み、図書製作数について目標以上の成果を達成した。
⑦その他法令等を遵守した管理運営が行われているか。	3	3	労働法令を遵守した管理運営が行われ、個人情報も適切に取り扱われている。
総合評価	3	3	利用者のニーズに即し、かつサピエなど最新の動向も的確に捉えて、図書の制作・奨励、人材育成、点字や情報機器操作の指導を含む視覚障がい者に対する生活支援の業務を着実に遂行し、機器整備を含む施設管理を適切に行った。

#### ○評価基準

- 5 (秀) : 業務水準書等の内容を上回り、特筆すべき実績を上げている。
- 4 (優) : 業務水準書等の内容を上回り、優れた実績を上げている。
- 3 (良) : 業務水準書等の内容が満たされている。
- 2 (可) : 業務水準書等の内容が満たされず、一部改善を要する。
- 1 (不可) : 業務水準書等の内容が満たされず、重大な改善を要する。